

宮 城 県 公 報

令和 8 年 9 月 29 日（火）
号外第 36 号

目 次

訓令甲

- 事務決裁規程の一部を改正する訓令（人事課）

宮城県訓令甲第22号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年9月29日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

第1条 事務決裁規程（昭和35年宮城県訓令甲第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
[略] 子ども・家庭支援課 (1) 児童福祉法の施行に関する次のこと（ク及びケに掲げるものについては、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターに係るものに限る。<u>コ</u>に掲げるものについては、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に係るものに限る。サに掲げるものについては、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業及び里親に係るものに限る。）。	[略] 子ども・家庭支援課長 (1) 児童福祉法の施行に関する次のこと（カに掲げるものについては、助産施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター及び里親に係るものに限る。<u>キ</u>に掲げるものについては、助産施設、乳児院、<u>母子生活支援施設</u>、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業に係るものに限る。<u>ク</u>に掲げるものについては、母子生活支援施設に係るものに限る。）。 ア～ク [略] (2)～(6) [略]	[略] 子ども・家庭支援課 (1) 児童福祉法の施行に関する次のこと（ク及びケに掲げるものについては、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターに係るものに限る。<u>キ</u>に掲げるものについては、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に係るものに限る。サに掲げるものについては、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業及び里親に係るものに限る。）。	[略] 子ども・家庭支援課長 (1) 児童福祉法の施行に関する次のこと（カに掲げるものについては、助産施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター及び里親に係るものに限る。<u>カ</u>に掲げるものについては、助産施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業に係るものに限る。<u>キ</u>に掲げるものについては、母子生活支援施設に係るものに限る。）。 ア～ク [略] (2)～(6) [略]

ア～サ [略] <u>シ</u> 登録一時保護委託者の登録(児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号) 附則第5条) ス [略] (2)～(7) [略]		ア～サ [略] シ [略] (2)～(7) [略]	
[略]	[略]	[略]	[略]

第2条 事務決裁規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1 (第3条関係)		別表第1 (第3条関係)	
[略]	[略]	[略]	[略]
子ども・家庭支援課 (1) 児童福祉法の施行に関する次のこと(ケ及び <u>コ</u> に掲げるものについては、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターに係るものに限る。 <u>サ</u> に掲げるものについては、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に係るものに限る。 <u>シ</u> に掲げるものについては、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター及び里親に係るものに限る。 <u>ケ</u> に掲げるものについては、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業に係るものに限る。 <u>コ</u> に掲げるものについては、母子生活支援施設に係	子ども・家庭支援課長 (1) 児童福祉法の施行に関する次のこと(<u>ク</u> に掲げるものについては、助産施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター及び里親に係るものに限る。 <u>ケ</u> に掲げるものについては、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業に係るものに限る。 <u>コ</u> に掲げるものについては、母子生活支援施設に係	子ども・家庭支援課 (1) 児童福祉法の施行に関する次のこと(<u>ク</u> 及び <u>ケ</u> に掲げるものについては、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターに係るものに限る。 <u>コ</u> に掲げるものについては、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に係るものに限る。 <u>サ</u> に掲げるものについては、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業に係るものに限る。 <u>ク</u> に掲げるものについては、母子生活支援施設に係	子ども・家庭支援課長 (1) 児童福祉法の施行に関する次のこと(<u>カ</u> に掲げるものについては、助産施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター及び里親に係るものに限る。 <u>キ</u> に掲げるものについては、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業に係るものに限る。 <u>ク</u> に掲げるものについては、母子生活支援施設に係

設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業及び里親に係るものに限る。）。 <u>ア～キ</u> [略] <u>ク</u> 登録一時保護委託者に対する改善勧告及び改善命令並びに登録一時保護委託者の登録の取消し及び消除（第34条の25） <u>ケ～シ</u> [略] <u>ス</u> 登録一時保護委託者の登録（第34条の22） <u>セ</u> [略] <u>ソ</u> 登録一時保護委託者の登録の消除（児童福祉法施行規則第36条の51） (2)～(7) [略]	るものに限る。）。 <u>ア～オ</u> [略] <u>カ</u> 登録一時保護委託者の登録事項の変更の届出の受理（第34条の23） <u>キ</u> 登録一時保護委託者に対する報告の徴収、質問及び立入検査（第34条の25） <u>ク～コ</u> [略] (2)～(6) [略]	設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業及び里親に係るものに限る。）。 <u>ア～キ</u> [略] <u>ク～サ</u> [略] <u>シ</u> 登録一時保護委託者の登録（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第5条） <u>ス</u> [略] (2)～(7) [略]	るものに限る。）。 <u>ア～オ</u> [略] <u>カ～ク</u> [略] (2)～(6) [略]
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この訓令中第1条の規定は令和8年9月29日から、第2条の規定は令和8年10月1日から施行する。